





保険課からのお知らせ

問合せ 下記参照

国民健康保険の異動手続はお済みですか？

退職等により会社の健康保険を脱退したときや、国保に加入中の方が就職等で会社の健康保険に加入したとき、また、修学のため一時的に住民票を他の市町村に移すときは、14日以内に国保の届出が必要です。

■加入の届出が遅れると

保険税を遡って納めることになりません。また、保険証がないため、その間の医療費は全額自己負担になります。

■脱退の届出が遅れると

脱退の届出が遅れ、国保の保険証を使った場合は、国保で負担した医療費を後で返納していただくこととなります。

■保険証について

修学のため親元から離れている学生には、住民票が市になくても、市の国保の被保険者として保険証が交付できます。次の①～③のような場合には、手続が必要になります。

①新規に保険証が必要な場合

新規に修学した方又は修学中の方が、住民票を他の市町村に移すため保険証が必要な場合には、学校の名称と所在地が

確認できる書類（在学証明書等）、保険証及びマイナンバーカード又は通知カードと本人確認書類をお持ちください。

②保険証の有効期限の延長が必要な場合

進学等で修学年限が延長になり、保険証の有効期限の延長が必要となる場合には、期限延長となることを証明できる書類、保険証及びマイナンバーカード又は通知カードと本人確認書類をお持ちください。

③修学年限が3月末で終了となり、住民票が市にない場合

保険証は、有効期限の3月末を過ぎると、国保の資格が喪失します。

有効期限後に市に住民票を移さず、社会保険や共済組合などの他の健康保険に加入しない場合には、住所地の国保に加入する手続が必要となります。

保険証の有効期限内に他の健康保険に加入した場合に、国保の資格喪失手続が必要となりますので、新たな保険証、保険証及びマイナンバーカード又は通知カードと本人確認書類をお持ちください。卒業後、市に住民票を戻して国保に加入する場合には、転入

届の際に、保険証をお持ちください。 国民健康保険課 庶務係 ☎0739(26)9924

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の特別徴収（仮徴収）が始まります

4月から令和2年度の保険税（料）を年金から天引きする特別徴収（仮徴収）が始まります。

なお、納税（付）義務者が令和2年4月1日以前に資格を喪失した場合でも、事務の都合により4月支給の年金から天引きされることがあります。その場合は、後日に還付（返金）します。

■特別徴収とは

保険税（料）を年金からの天引きにより納付いただく方法で、年6回の年金定期支払時に実施されます。そのうち、4・6・8月の3回を「仮徴収」、10・12・翌年2月の3回を「本徴収」といいます。

◇仮徴収

年間保険税（料）額は前年中の所得状況等が確定次第、7月以降に決定します。したがって4・6・8月は前年度の保険税

（料）を基に計算した暫定の保険税（料）額を年金から天引きします。

◇本徴収

7月に年間保険税（料）額が決定された後、仮徴収額を差し引いた額を10・12・翌年2月の3回に振り分けて年金から天引きします。

■国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の特別徴収（仮徴収）

◇2月に特別徴収された方

仮徴収額は、昨年7月に「特別徴収通知書」でお知らせしたとおり、令和2年2月に特別徴収された額と同額を4・6・8月の年金から天引きします。

◇転入、年齢到達及び年金支給開始等により新たに特別徴収の要件に該当された方

仮徴収額は、前年度の年間保険税（料）額を基に算定されます。その額を4・6・8月の年金から天引きします。

◇令和2年度特別徴収（仮徴収）開始通知書の送付

4月から新たに特別徴収（仮徴収）の対象となる方に通知します。

なお、2月に特別徴収され継続して特別徴収となる方には送付しません。

■介護保険料の特別徴収（仮徴収）

対象となる方には、「特別徴収（仮徴収）開始通知書」をお送りします。

◇2月に特別徴収された方

令和2年4月は、令和2年2月と同額を年金から天引きします。令和2年6・8月は、暫定の年間保険料額（※）から、4月に天引きした額を差し引き、残額を5回に振り分けた額を年金から天引きします。

◇令和2年4月から新たに特別徴収となる方

令和2年4月は、前年度に該当した保険料段階の年間保険料額を6回に振り分けた額を年金から天引きします。令和2年6・8月は、暫定の年間保険料額（※）から、4月に天引きした額を差し引き、残額を5回に振り分けた額を年金から天引きします。

※令和2年度仮徴収時の暫定の年間保険料額は、各被保険者が前年度に該当した保険料段階の年間保険料額のことです。

■国民健康保険税と後期高齢者医療保険料の納付方法の変更

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の納付方法が年金か



ら天引きする特別徴収の対象となる方は、申請により口座振替による納付に変更することができます。変更の方法については、下表をご覧ください。

特別徴収の対象となる方の条件等、詳しくは、左記までお問い合わせください。なお、特別徴収の対象となる方で、特別徴収による納付を希望される方は、納付方法の変更手続は不要です。また、国民健康保険税は、特別徴収の対象世帯であっても既に口座振替でご納付いただいている世帯は、口座振替による納付方法を優先しています。

◇注意  
介護保険料については、特別徴収から口座振替への納付方法の変更はできません。

国民健康保険課 庶務係  
☎0739(26)9965

特別徴収の対象者で、口座振替による納付を希望される方

◇次の要領で「納付方法変更申出書」を提出し、いずれかの方法で口座振替の申込みを行ってください。

提出書類	提出先
納付方法変更申出書	保険課 保険税係（本庁舎2階）又は各行政局 住民福祉課（23ページ参照） ・国民健康保険税と後期高齢者医療保険料では申請書が異なります。
口座振替の申込み方法	手続先等
金融機関で 口座振替依頼書を提出	口座振替を依頼する（お手持ちの口座がある）金融機関 ・申込みの際には、口座の預貯金通帳及び印鑑をお持ちください。 ・金融機関届出印照合のため、市役所窓口では受付できません。 ・振替依頼書は、納税（付）義務者1名につき1枚ずつ提出してください。
保険課又は各行政局の 窓口でキャッシュカードによる申込み	保険課 収納係（本庁舎2階）又は各行政局 住民福祉課（23ページ参照） ・申込みの際には、金融機関（紀陽銀行、きのくに信用金庫、三菱UFJ銀行、第三銀行、近畿労働金庫、ゆうちょ銀行）のキャッシュカードをお持ちください。 ※紀南農協、紀州農協、みくまの農協は令和2年4月1日から利用可能となる予定です。 ※ただし、ICチップのみのカード、生体認証カード、代理人カード等はお取り扱いできません。 ※照合のため、暗証番号を入力していただきます。

◇提出の時期により、年金からの天引き中止月が変わります。

提出時期	年金からの天引き中止月	口座振替の開始月※
3月末まで	6月（4月分まで天引き）	7月（第1期）から
5月末まで	8月（6月分まで天引き）	7月（第1期）から

※年間の保険税（料）額から天引きされた額を差し引いた額を、7月～翌年3月の9回に振り分けます。

## 2020 令和最初の観燈祭を開催します

かんとうさい

問合せ 下記参照



**■テーマ**  
龍神村内で撮影された「2020令和最初の観燈祭」

**■入賞・賞品**  
◇最優秀賞：1名・4万円分の宿泊券  
◇優秀賞：2名・2万分の宿泊券  
◇ほっと賞：3名・龍神温泉元湯無料入浴券11回分

※宿泊券利用先は（公社）龍神観光協会加盟施設に限ります。

■3月23日①「必着」までに応募用紙に撮影場所、撮影日時、郵便番号・住所、氏名（フリガナ）、年齢、電話番号、作品のタイトルを記載し、下記まで郵送又は直接提出してください。

### 観燈祭フォトコンテスト

**観燈祭**  
冬の龍神村を盛り上げるため、龍神村内の宿泊施設や飲食店の玄関先などに「ろうそく」の燈籠を並べて風情を醸し出します。

■3月6日①～15日②  
■18時～21時頃

### 観燈祭特別イベント

①感謝と希望の灯  
■3月7日①（雨天の場合は、3月14日①に延期）  
■18時～21時  
湯龍神温泉 温泉寺他  
■平成への感謝と令和への希望を込め、燈籠約300個を並べます。

②観燈祭アンケート  
■3月6日①～15日②  
湯燈籠設置施設  
■アンケートにお答えいただいた方の中から抽選で景品をプレゼントします。

■（公社）龍神観光協会  
〒645-0415  
龍神村西376  
☎0739（78）2222



## 南方熊楠顕彰館の各種イベントを開催します

問合せ 南方熊楠顕彰館 ☎0739-26-9909



### 第27回特別企画展「熊楠の庭」

■3月20日①（金）～5月6日②（水）  
■10時～16時30分（最終入館）

■場南方熊楠顕彰館  
■熊楠が亡くなるまでの25年間を過ごした、現在公開中の南方熊楠邸。今でもこの庭では、熊楠の生涯のドラマを彩った植物たちが現存しています。今回は、熊楠にとって研究の拠点でもあった熊楠邸の庭について、資料とともにご紹介します。



### 南方熊楠邸

■3月21日①  
■14時～16時

■場南方熊楠顕彰館 学習室  
■司会・説明 大石 高典さん（東京外国語大学講師）  
■講師 志村 真幸さん（慶応義塾大学非常勤講師）、藪田 慎司さん（帝京科学大学教授）、大道 良太さん（狩猟指導員・京都府狩猟講師・試験委員）

■特別企画展と連動した講演会「犬からみた人類史・紀州編―熊楠日記から読み解く犬の近現代史」を行います。南方熊楠の生きた時代は、日本列島における人と犬の関係もまた大きく変化した時代でした。今回は熊楠の日記に遺された犬についての記述を一つの手掛かりに、文化人類学・民俗学、動物行動学、狩猟研究の視点から、紀伊半島における犬と人の近現代を読み解いていきます。また、講演会にちなんだ犬の写真展示等も併せて行います。

### 熊楠をもっと知ろう！シリーズ第47回 講演会

## 動鳴気峡桜まつり・夜桜ライトアップを開催します

問合せ 動鳴気峡桜まつり実行委員会（観光振興課内）☎0739-26-9929



■【動鳴気峡桜まつり】  
■3月29日①  
■10時～16時

■イベント  
地元団体による出店、福引抽選会、おもちや販売、餅まき

■ステージイベント  
フラダンス、バンド、アコギ、ディオン演奏、カラオケ、子どもじゃんけん大会等

■【夜桜ライトアップ】  
■3月21日①～4月5日②  
■18時～22時

※開花状況により変更の可能性があります。

